

すき条創案議案第三十号

(電直報告)

日曜日出 地方財政再建特別措置法の採用並びに夏期手当に関する陳
情書陳情第二号

但如目録に議員の辞職許可について

一本日の会議事決のとりかたある

議事日程とみなしてある

午後九時正分開議

一議長(中西虎蔵君)皆さんはようこそ、います。本日は何かと忙しいとい
う多数御出席いただきお集まりいただき、事厚くお礼申し上げます。ただ、本日から
昭和四十年年度第三回福生町議会臨時会第三日目の会議を開きます。
出席議員は現在二十五名でいます。よう本日の会議は成立いたしました
した。議事に入る前に町長から御挨拶をお願いします。

(町長石川常太郎君登壇)

福生町議会

一町長(石川常太郎君)本日第三回臨時会三日目の開催にあたりまして議
員各位には非常に御多忙中、ほとんどの方の御出席をいただきお集
まりいただき、事厚くお礼申し上げます。理事者目説明員とい
なしまして、全出席にしまして、なにとお長期間におつき、御審議
いただきありがとうございます。御決断承ります事を切に希
願いたします。御挨拶をいたします。

一議長(中西虎蔵君)本日の日程について、議会運営委員会にたいし検討
されたいです。その本議長から報告願います。土着

(土着 中村国太郎君登壇)

一土着(中村国太郎君)御指名がありましたので報告いたします。去る十月十六日
時から議会運営委員会を開催し、検討いたしました結果、多岐に
わたるに、議事日程により進めたいと決定いたしました。各般とも財政
再建に関係する問題であり、後程特別委員長から報告がなされると思

います。今期につきましても、本町をとりまわりますので、本町に決定しますよう、議員各位の御協力を依頼いたします。次第でございますが、まず報告事項がありますので、よろしく御願いいたします。

議長(中西虎蔵君) この際報告事項がありますので、局長をとり報告いたします。

(島田誠会事務局長朗読)

一、地方議会議員の特殊制度の創設(別添参照)

二、基幹政策協議会規約(別添参照)

議長(中西虎蔵君) 次に西多良衛生組合について報告いたします。土着

(土着安本益次君登壇)

土着安本益次君 御署名がございまして、西多良衛生組合議会が六月十日にございまして、報告いたします。場所は羽村町役場時間午後三時より議事の内容について、今日の議会は主として役員の変更であります。

西多良衛生組合議会の議長選挙は、福生町の中西虎蔵議員が当選され、議長に就任いたしました。副管理委員の選任につきましては、西多良衛生組合規約第十条第一項の規定に基づき、瑞穂町の町長である石塚幸右衛門氏が就任いたしました。監査委員の同意については、瑞穂町の議長である根岸幸次郎を選任いたしました。議会が終り、その後全員協議会が行われ、その事項について報告を申し上げます。報告事項としては、塵芥焼却炉設置の工事状況について、今の状況からみまして、大体八十%程度の進行状況でございます。焼却炉の本体としては、第一号炉は九十%が完了しております。第二号炉は約七十%完了し、第三号炉につきましては、六月下旬より乾燥たきを開始する予定でございます。第三号炉は、六月中旬の予定で焼却炉の完成予定は、七月頃まででございます。八月より使用可能でございます。それから、塵芥焼却炉設用の深井戸を掘りまして、深さが大体百二十メートル、経寸三

米、水質といたしましては非常に良い方でございます。今も水質
用表としております。今回張りまして井戸の成績が良いため水処理のヤ
ラーに使用し、今も張りまして井戸水処理の冷却に使用する予定
でございます。以上で報告を終わります。

議長(中西虎蔵君)次に理事者から報告願います。森田助役

(助役森田幸造君登壇)

一助役(森田幸造君)水道関係について報告申し上げます。第三浄水場の取
水口の築造工事の結果についてでございますが、本工事にアサ
シイボ、六月十日、磯工業株式会社、田村建設工業株式会社、久保田水
か工業株式会社、昭和水道土木株式会社、川崎建設会社、神鋼水道建
設株式会社の大社を指名いたしました。現場説明を行い、六月廿日午後
一時より三回にわたり入札にいたしました。落札者からございまして、
で第三回目に最低金額を入札した所の田村建設株式会社との間で

予定価格として定めております。九百九十万をもち契約する事に決
定した次第でございます。なお工期は百日間でありまして、田村建設
株式会社の最低金額は千二百万であります。従って本件は千二百万をわ
りありますので議会の御同意を承るに、契約でござるものでござ
いますので報告をさせていただきます。以上で次第でございます。

議長(中西虎蔵君)以上で報告を終わります。

議長(中西虎蔵君)日程第一福生町財政再建計画の申し出について議案第
三十一号を議題にいたします。本件について財政再建特別委員会に審
査を付託しておりますので委員長から報告願います。十八番

(十八番石川信義君登壇)

一十八番(石川信義君)御指名によりまして、審査報告をさせていただきます。

審査報告

議案審査報告書

一件 名 福生町財政再建計画の申出について議案第三号

二 委員会 昭和三十四年六月十一日第三回福生町議会臨時会第二日目に

この財政再建特別委員会に付託

三 委員会 昭和三十四年六月二日午後五時五十分

昭和三十四年六月五日午後九時

昭和三十四年六月八日午後九時

四 運用 昭和三十四年六月八日及び八日所置の視察委員 同進行委員の他

第一班 昭和三十四年六月三日から同年同月五日まで三日間

長崎県東浦市

杉本町委員 中村委員 岩田委員

本林町財務課長 野崎議事係長

出席説明員

昭和三十四年六月四日から同年同月五日まで二日間

昭和三十四年六月四日から同年同月五日まで二日間

愛知県武豊町

石川委員 岩田委員 中村委員

大野財務課長 中村委員係長

出席説明員

町長 町長 町長 町長 町長 町長 町長 町長 町長 町長

本委員会に付託された議案について慎重審査の結果、原案を可決す

るものと決定した。

右のとおり報告いたします。

昭和三十四年六月八日

財政再建特別委員会

委員長 石川信義

福生町議会議長

中西虎蔵殿

補足説明いたしましたものと、本案については理事會に大い早くより財政分析がなされたりしたことが当初の自主再建の方針も日を経るに従い困難の度を加え参り、従いまし、財政法の準用決定による以外に財政再建を直しをする道なく、一応に勇断をもつて再建申出の提案がなされたもので、従って議會といたしましては、これに好し全議員もその構成員とする財政再建特別委員会を設置し、執審議せしめたわけであります。当委員会といたしましては、事態を重視し、六月二日委員会を開催し、まず正副委員長を次のとおり選出いたしました。委員長に石川信義、副委員長に杉本議員、岸議員を各準用団体の視察、関係官庁の係長等の末芹をあたぐ、本案と取り

組合審議し、基本額を打ち出したのであります。その結果、視察にについては先にも申し上げたことあり、第一班が長野県更埴市第二班が愛知県武豊町を視察し、三日中にわたって現地をめぐり、肌をふれ、切子し、その結果について特別委員会に報告書を提出し、検討されたわけであります。視察の結果については、両市町とも受け入れ、また、受けるべきであり、という回答があった次第でございます。又関係官庁に於ける係長の派遣等については、六月十日の地方課長、同財政係長の末芹をあたが申し出に、対する計画書に基づき質疑がなされ、特に計画書にもうけあるものは、国都としても責任をもつて協力し、遂行に努めするところであり、従いまし、当委員会といたしましては、再建団体に對する認識も深められた次第でございます。このように委員会も六月八日の三日間開催され、視察も東西二市町に、なされ、これを基にして、当所の財政再建申出について慎重審議いたしました。結

果ては本委員会に申し述べ、以上のより状況の中から発表途上にあるが、福生町の将来を思ひます時に、必ず財政再建特措置法の運用決定を受けようとするこの申出を受け、次第でございませう。町民の方にも本業決定については、準用されども税金の他の面で重圧もばく、提案の諸工事も進められるものゝ意をいかに示すものと信じます。職員にみかかれ、本年より四五年にわたる多量の不満がある事は察するにふさわしいものがあるのでもございませうが、町が力強く飛躍するに伴い、その現況にたいしては、やむを得ざる措置でございませう。この真面理解をいかに、今年で倍し、財政に即効力下さるようお願ひする次第であります。以上で報告を終わります。特別委員会でも設置され、本業審議にあたり、委員各位は、市政進展のため、あらゆる機会をとり、又即効力を求め、是非について、是非の敬意を表します。なにとぞ特別委員会の決定について、即決あらん事を切に

お願ひいたします。

一議長(中西虎蔵君) 前より本委員長報告に対する質疑を行います。

(異議なしと呼ぶ者あり)

一議長(中西虎蔵君) これより質疑を総括いたします。なほかりいいたします。

議案第三十号は本委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

一議長(中西虎蔵君) 御異議なしと認めます。よき議案第三十号は本委員長報告のとおり決いたします。

一議長(中西虎蔵君) 日程第二、福生町の被職員の高子に関する条例の一部を改正する条例案、議案第三十九号を議題に供します。本件について、

本財政再建特別委員会に審査を付託し、ありますので本委員長から報告願います。十六番

(十八番 石川信義君登壇)

大倉石川信義君(即姓名により)審査報告をいしす。

審査報告

議案審査報告書

件名 福生町の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

案議案第三九号

本委員会昭和四十年五月十一日第一回福生町議会臨時会に於いて財政
再建特別委員会に付託

本委員会昭和四十年六月十一日午後二時五十分

昭和四十年六月十一日午後九時

昭和四十年六月十一日午後九時

本委員会に於いて右議案については慎重審査の結果、原案を可決すべ
きものと決定した。

右のとおり報告をいしす。

昭和四十年六月八日

財政再建特別委員会

委員長 石川信義

福生町議会議長

中西常蔵殿

なみ御説明にしまして、ただいま御議決にござり、財政再建
申出に關連いたし、本議案であり、本臨時会の第一日目に即決
れた、一般会計補正予算にも明白なように、昭和三十一年度より、五百万
円ほどの赤字が見込まれ、繰上金を用ひ、今後財政法の適用請求
を受け、諸事業を確立する際、急人件費の年間総予算に占める割
合に、ハイも四十分、以後に抑制し、けい、けい、赤字団体といふ、経
費削減のため、一応が努力する事は当然であり、経費削減も人件費に
限った事は、ありません。今期不勤効、等、等、について、国家公務

員がひとりの事も考へられずが、採用指定を受けたりも、本改正案を執行せらるゝとあらうので、高い率もあり、財政を期案し、不本意ながら、かも、本委員会としては、理事者提案に賛意を表し、原案通り決定し、にやむありません。よろしく御審議の上、特別委員会のご決定通り御計決あらん事も切望する次第でございます。

議長中西常蔵君より本員長報告以外は予算額を執行す。

異議なしと存あり

議長中西常蔵君に於て質疑を終結いたします。答がります。

議案第三十九号付委員長報告のとおり決す事に御異議ありませんか。

冥誠なしと云ふ者あり

議長中西蔵蔵君御覽議なしと認めます。よす議案第三十九号付委員長報告のとおり申渡したし米した。

議長中西常藏君は程第三議會の議員報酬及び費用等について

福生町議会

条例の一部を改正する条例案議案第三十号を議題に供します。本件につ
いては財政再建特別委員会に審査を付託してありますので、委員
長から報告願います。十八番

十八番 石川信義君登壇

二十八番 石川信義君 邸持石によりオレイ番査報告をさすいたバチヤ

審查報告

議案審查報告書

件
名

議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の
部を改正する条例案「議案第三〇号」

二、李國金討說由

昭和四年六月二日第二回福生所議会臨時会第二回
以ハハ財政再建特別委員会に付託

三番員会開會 昭和四十年六月二日 午後二時五十分

昭和四十年六月二日 午後九時

昭和四十年六月八日 午後九時

本委員会に於て右議案に付て、慎重審査の結果、原案を可決すべしものと決定した。
右のとおり報告いたします。

昭和四十年六月八日

財政再建特別委員会

委員長 石川信義

福生町議会議長

中西虎蔵殿

開会

福生町議会

が、補足説明をいたします。本案に付ては、この般職員の給与条列の一部改正と同様に六月及び七月に支給される議員の期末手当に関する減額をいふものとして、一年を通し、従来の支給率より若干少くいたします。改正案を見てもわかりのことく、職員の改正案より下回ります。これは一般職員と異なり、議員には期末勤労手当の支給が法令で許されています。関係がございします。なにとぞ、現下の財政状況をとり、特別委員会の決定に対し、御可決の事を切望いたします。

議長(中西虎蔵君)これより委員長報告に対する質疑を行います。

(質疑なしとすぶるあり)

議長(中西虎蔵君)これにて質疑を終結いたします。おわかりいたします。議案第三十号は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

(異議なしとすぶるあり)

議長(中西虎蔵君)御異議なしと認めます。よき議案第三号は委員長報告のとおり可決いたしました。

議長(中西虎蔵君)日程第四号財政再建特別措置法の運用並びに夏期手当に関する陳情書(陳情第三号)を議題に供します。本件については財政再建特別委員会に審査を付託しておりますので委員長から報告願います。大審

(大審石川信義君登壇)

大審(石川信義君)御存じがありましてので審査報告をいたします。

審査報告

陳情審査報告書

件名

地方財政再建特別措置法の運用並びに夏期手当に関する陳情書(陳情第三号)

二委員会休会日

昭和四十年六月十一日第二回福生町議会臨時会第二日目にたいし財政再建特別委員会に付託

三委員会開会日

昭和四十年六月十一日午後三時三十分

昭和四十年六月十一日午後九時

昭和四十年六月十一日午後九時

本委員会に付託された陳情については慎重審査の結果次の理由により本採決とすべきものと決定した。

(理由)

現下の財政を檢討考察するに当時は財政再建のための申出により地方財政再建促進特別措置法の運用指定を受け財政の再建に努めることと緊要であり、陳情の主旨はわうこと困難であるとのより報告いたします。